

青森県がん診療連携推進病院について

1 青森県がん診療連携推進病院の指定に関する要綱の制定

がん診療連携拠点病院に準じる機能を有する病院を「青森県がん診療連携推進病院」として指定するため、平成25年3月25日に「青森県がん診療連携推進病院の指定に関する要綱」を制定し、関係機関に通知したところである。

＜関係機関＞

- ・青森県がん診療連携協議会参画病院
- ・県内各病院
- ・青森県医師会
- ・各市町村長
- ・各地域県民局地域健康福祉部
- ・東北厚生局
- ・社会保険診療報酬支払基金青森支部
- ・青森県国民健康保険団体連合会

2 推進病院の指定要件

推進病院の指定に当たっては、原則として「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」（健発第0301001号H20.3.1.厚生労働省健康局長通知）における指定要件を準用することとしているが、医師を含む医療従事者の配置や、放射線治療装置の設置等については、一部要件を緩和して指定することとしている。

○主な要件緩和の例

	拠点病院	推進病院
診療機能	<p>外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備すること。</p> <p>我が国に多いがんについて、地域連携クリティカルパスを整備している。</p>	<p>外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備することが望ましい。</p> <p>青森県がん診療連携協議会において策定された地域連携クリティカルパスを活用し、地域の医療機関等と協力すること。</p>
診療従事者	<p>専任の放射線療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置している。</p> <p>緩和ケアチームに、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置している。</p>	<p>専任の放射線療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。ただし、放射線療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を配置できない場合は、他の医療機関から協力が得られる体制を確保すること。</p> <p>緩和ケアチームに、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。ただし、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を配置できない場合は、他の医療機関から協力が得られる体制を確保すること。</p>
医療施設	<p>年間入院がん患者数（1年間に入院したがん患者の延べ人数をいう。）が1200人以上である。</p> <p>放射線治療に関する機器を設置している。ただし、当該機器は、リニアックなど、対外照射を行うための機器であること。</p>	<p>年間入院がん患者数（1年間に入院したがん患者の延べ人数をいう。）が500人以上であることが望ましい。</p> <p>放射線治療に関する機器を設置すること。なお、当該機器は、リニアックなど、対外照射を行うための機器であること。ただし、放射線治療に関する機器が設置できない場合は、他の医療機関から協力が得られる体制を確保すること。</p>

	拠点病院	推進病院
実施研修体制	原則として、別途定める「プログラム」に準拠した当該2次医療圏においてがん医療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修を毎年定期的に行っている。	がん診療連携拠点病院が実施する、がん医療に携わる医師等を対象とした緩和ケアに関する研修について、積極的に協力及び参加すること。
情報の収集提供体制	国立がん研究センターがん対策情報センターによる研修を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人以上配置している。	国立がん研究センターがん対策情報センターによる研修を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人以上配置すること。ただし、相談支援に携わる者が、国立がん研究センターがん対策情報センターによる研修を修了していない場合は、指定期間中に修了すること。
	がん対策情報センターによる研修を受講した専任の院内がん登録の実務を担う者を1人以上配置している。	がん対策情報センターによる研修を受講した専任の院内がん登録の実務を担う者を1人以上配置していること。ただし、院内がん登録に携わる者が、がん対策情報センターによる研修を修了していない場合は、指定期間中に修了すること。

3 申請状況

平成25年8月末現在申請なし